

議案第103号

三朝町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年12月 8 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例

三朝町農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和29年三朝町条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<u>三朝町農業委員会の農業委員及び農地 利用最適化推進委員の定数に関する条 例</u>	<u>三朝町農業委員会の選挙による委員の 定数条例</u>
<u>（趣旨）</u>	<u>三朝町農業委員会の選挙による委員の定数 は、10人とする。</u>
<u>第1条 この条例は、農業委員会等に関する 法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項</u>	

<u>及び第18条第2項の規定に基づき、三朝町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。</u> <u>（農業委員の定数）</u> <u>第2条 農業委員の定数は、7人とする。</u> <u>（推進委員の定数）</u> <u>第3条 推進委員の定数は、5人とする。</u>	
--	--

附 則

（施行期日）

1 この条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた農業委員の任期の満了の日の翌日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）から施行する。

（三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後

別表（第2条、第6条関係）

区分	報酬の額			内国旅行の旅費
略				三朝町
農業委員	会長	基本給	月額 55,000円	町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町
		能率給	予算の範囲内で町長が定める額	
	会長の職務代理者	基本給	月額 40,000円	三朝町
		能率給	予算の範囲内で町長が定める額	

改正前

別表（第2条、第6条関係）

区分	報酬の額			内国旅行の旅費
略				三朝町
農業委員	会長	月額 55,000円		町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町
	会長職務代理者	月額 40,000円		
	委員	月額 37,000円		三朝町

	委員	基本給 月額 37,000円 能率給 予算の範囲内で町長が定める額	条例第5号) に規定する旅費の例による。
農地 利用 最適 化推 進委 員	基本給 月額 37,000円 能率給 予算の範囲内で町長が定める額		
	略		
	略		

			条例第5号) に規定する旅費の例による。
	略		
	略		

